

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月25日
【会社名】	株式会社丸栄
【英訳名】	MARUEI DEPARTMENT STORE COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	取締役社長 京 極 修 二
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区栄三丁目3番1号
【電話番号】	052(264)1211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務本部長 渡 邊 克 哉
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区栄三丁目3番1号
【電話番号】	052(264)1211(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務本部長 渡 邊 克 哉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,500,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	43,750,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 本新株式の発行については、平成23年10月25日(火)開催の取締役会決議に基づくものです。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	43,750,000株	3,500,000,000	1,750,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	43,750,000株	3,500,000,000	1,750,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割当てます。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

3. 現物出資の目的とする財産の内容

興和株式会社が当社に対して保有する平成21年3月16日発行株式会社丸栄第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）3,500,000,000円（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
80	40	1,000株	平成23年11月10日(木)		平成23年11月10日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ現物出資の目的となる財産の給付を行うものとし、

4. 払込期日までに、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本株式に係る割当は行われないうこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社丸栄 総務部	名古屋市中区栄三丁目3番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社丸栄 総務部	名古屋市中区栄三丁目3番1号

(注) 金銭以外の財産を出資の目的とするため、払込取扱場所は当該財産の給付の場所を記載しております。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	30,000,000	

(注) 1. 金銭以外の財産による現物出資の方法によるものであり、現金による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の内訳は、登記費用、弁護士費用、その他費用です。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資は、当社に対する現物出資(デット・エクイティ・スワップ)によるものであるため、手取額はありませ

ん。

本第三者割当増資では、本新株予約権付社債が現物出資により給付される予定であります。

なお、本新株予約権付社債の発行により調達した手取概算額3,418,000,000円につきましては、当初の予定通り、株式会社新

田中の全株式の取得資金として平成21年3月に全額を充当済みであります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	興和株式会社
本店の所在地	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第105期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日） 平成23年6月30日 東海財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	興和株式会社は当社の発行済株式総数の53.71%（興和株式会社の子会社である興和新薬株式会社を通じた間接保有分0.34%を含む。）を保有しております。
人事関係	当社代表取締役会長である江崎美治洋氏は興和株式会社の子会社である興和新薬株式会社の監査役であります。また、当社取締役の藤井一芳氏は興和株式会社の取締役常務執行役員総務部長であり、当社取締役の早川和美氏は興和株式会社の執行役員国内統轄部長であります。
資金関係	興和株式会社は本新株予約権付社債を保有しております。
技術又は取引等の関係	興和株式会社と当社は業務資本提携基本合意書を締結しておりますが、該当事項はありません。

（注）割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、平成23年10月25日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社は平成20年1月15日に興和株式会社との間において、名古屋市栄地区を中心として所在する不動産物件の共同再開発並びに共同再開発に伴う集客力強化による百貨店事業の拡大及び発展を目的とした業務資本提携基本合意書（以下「基本合意書」といいます。）を締結いたしました。かかる基本合意書に基づき、当社と興和株式会社はプロジェクトチームを設置し、今後の不動産事業やその他の事業展開について協議のうえ、平成20年1月30日に興和株式会社を割当先とする普通株式35億6千1百万円の第三者割当増資を実施しております。また、当社グループの賃借料の削減及び店舗事業計画の迅速化、並びに将来の不動産事業の拡大を図るべく、平成21年3月16日には興和株式会社を割当先とする第三者割当により本新株予約権付社債を発行し、これにより調達した資金を原資として、当社の百貨店営業店舗の土地及び建物の一部を保有する不動産賃貸会社を株式取得により完全子会社化いたしました。さらに、平成22年8月にはローコストオペレーションを念頭においた早期退職特別優遇支援措置の実施、経営資源の選択と集中を図るための連結子会社である株式会社豊橋丸栄の株式譲渡、大幅な人員削減に対応する売場再編と経費圧縮に繋げるための別館からの撤退などの一連の構造改革に伴う資金需要への対応と今後の財務体質の安定化を図るため、興和株式会社を割当先とした34億5千万円の第三者割当増資を実施し、これにより当社は興和株式会社の連結子会社となりました。当社と興和株式会社は基本合意書を締結して以降、強固な関係を構築、継続してまいりました。さらに、興和株式会社から当社に対する取締役及び監査役の派遣などを通じて、当社と興和株式会社は緊密な人的関係も構築しており、平成23年5月には、興和株式会社出身の京極修二氏が当社の代表取締役社長に就任しております。当社といたしましては、今後さらに、興和株式会社との提携関係を強化し、当社グループの企業価値の向上に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、百貨店事業の収益拡大に向けて、興和株式会社との協力関係の強化による百貨店での新規売場の開発、興和株式会社の製品・サービスの提供、興和株式会社の子会社である株式会社名古屋観光ホテルが保有するホテルでの百貨店とタイアップしたイベントの開催等を検討しております。また、新設会社である株式会社丸栄エイセイクリーン（注）の事業拡大に向けては、興和株式会社との協力関係の構築による新規物件の開拓等を検討しております。

（注）株式会社丸栄エイセイクリーンについて：当社グループの事業改革の一環として、当社の100%子会社である株式会社栄工社（分割会社）から清掃事業を分離し、一層の事業競争力の強化と成長力の加速を図り、安定した高収益事業へと昇華させるべく、平成23年3月1日を効力発生日とする会社分割（新設分割）の手法により、株式会社丸栄エイセイクリーン（承継会社）を当社の100%子会社として設立し、当該事業を承継させることといたしました。

以上のとおり、当社の現状の経営状態、及び今後の中長期の経営方針についての十分な理解があり、中長期的に良好なパートナーシップを維持できることから、興和株式会社を本第三者割当増資の割当予定先として選定したものであります。

また、興和株式会社は継続開示会社であり、平成23年3月末時点における連結純資産額が1,201億円、連結現預金残高が236億円、連結自己資本比率が32.0%と、同社が割当先企業として十分な財務の健全性及び安定性を兼ね備えていることも、当社にて確認しております。

以上により、当社は本第三者割当増資の割当予定先として興和株式会社が最適であると判断いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 43,750,000株

e 株券等の保有方針

興和株式会社は当社の筆頭株主であり、また当社と基本合意書を締結している戦略的パートナーであることから、当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しており、今後も安定株主として当社株式を長期保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、興和株式会社から、払込期日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領しております。

f 払込みに要する資金等の状況

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)によるものであるため、金銭の払込みはありません。

なお、本第三者割当増資では、本新株予約権付社債が現物出資により給付される予定であります。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、並びに割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを以下のとおり確認しております。

割当予定先は継続開示会社であり、当社と割当予定先との従来からの資本業務提携関係等により当社が日々認識している情報においても割当予定先の社会的信用力は十分であると考え、第三者調査機関による調査の必要はないと判断いたしました。また、割当予定先へのヒアリングにより、割当予定先グループはコンプライアンス遵守の経営の徹底のためコーポレート・ガバナンスの充実に努めており、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等である事実、特定団体等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は一切ないことを口頭及び書面にて確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価額の決定に際しては、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日(平成23年10月24日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である80円を参考としたうえで、発行価額を80円といたしました。取締役会決議の直前営業日の終値を参考とした理由は、平成23年10月4日の平成24年2月期第2四半期決算発表後に形成された株価が、直近の市場価格として当社株式の価値をより公正に反映していると判断したことによるものであり、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先とも協議したうえで決定いたしました。

この発行価額は、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値79.65円に対してディスカウントなし(0.44%のプレミアム)、同3ヶ月間の終値平均値80.92円に対して1.14%のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値84.05円に対して4.82%のディスカウントとなり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、発行価額の設定に際しては、公正性を期すため、本第三者割当増資の発行要項等の諸条件を考慮したうえで、当社及び興和株式会社から独立した第三者機関(株式会社ブルーラス・コンサルティング)に株価算定を依頼し、市場株価法(79.65円~84.05円)による算定結果を得ております。その算定結果報告書から本第三者割当増資の発行価額について適正かつ妥当な価額であることを確認しており、当社はその発行価額が適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当該発行価額については、本第三者割当増資に関する決議を行った取締役会に出席した監査役のうち3名から、本第三者割当増資にかかる当社取締役の下した経営判断につき、監査役は、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当社取締役が慎重かつ適正な社内手続きを経て発行価額等の発行条件について意思決定を行ったことが認められ、かつ、当社取締役において発行価額決定のためにとられた手続きが合理的かつ適正であると確認したこと、また、監査役において慎重に審議を行った結果、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値、同3ヶ月間の終値平均値及び同6ヶ月間の終値平均値からのディスカウント率がいずれも日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する10%を超えない範囲に留まっており、当社及び興和株式会社から独立した第三者機関による株価算定の結果との比較においても発行価額である80円が適正かつ妥当な発行価額であることを確認していることから、本第三者割当増資が有利発行に該当しない旨の当社取締役の判断につき、法令に違反する重大な事実認められない旨の意見をj得ております。なお、残る1名の監査役は本第三者割当増資の割当予定先である興和株式会社の出身であるため、公正性を期すため、上記意見の表明には参加してjありません。

また、当社は、株式会社ブルーラス・コンサルティングに対し、株価算定と同時に本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、(3,490百万円~3,508百万円)という算定結果を得ており、当社は、これに基づき現物出資財産の価額3,500,000,000円が相当であると判断いたしました。上記算定は、当社の財務状況を基本情報として、本新株予約権付社債の発行額、満期日及び利率、新株予約権の転換価額、権利行使期間、権利行使の条件、並びに現在の株価、株価変動性(ボラティリティ)等の基礎数値を基に、一般的に新株予約権付社債の価値評価で使用されるモンテカルロ・シミュレーションを用いて行われております。

なお、当社は、当社及び興和株式会社から独立した第三者である中嶋克久公認会計士より本第三者割当増資における現物出資財産について定められた会社法第199条第1項第3号の価額3,500,000,000円が相当である旨の証明書を取得してjおります。中嶋克久公認会計士は、株式会社ブルーラス・コンサルティング代表取締役ですが、本新株予約権付社債の価値算定には、関与してjありません。なお、本第三者割当増資については、当該意見書を取得していることから、会社法第207条第9項第4号の定めに基づき、検査役の調査は不要となっております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行される新株式は、平成23年8月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数86,618,887株に対する割合が50.50%、総議決権数85,193個に対する割合が51.35%となり、本第三者割当増資により既存株式に対して大規模な希薄化が生じるとともに、発行後において割当予定先である興和株式会社は、平成23年8月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数に対する保有割合が69.01%、総議決権数に対する保有割合が69.78%となります。

しかしながら、後記「6 [大規模な第三者割当の必要性]」に記載のとおり、当社グループの課題である百貨店事業の収益の黒字化及び安定化、当社グループ企業の事業拡大を進めていくためには、本第三者割当増資による自己資本の充実、有利子負債の圧縮が必要であり、当社の百貨店事業を継続し、企業価値を向上させていくためには、本第三者割当増資、興和株式会社との提携関係のさらなる強化が必要不可欠であると考えております。また、本第三者割当増資により、当社の売場の再構築に伴い発生が見込まれる除却損と自己資本の毀損に対する補填、有利子負債の圧縮、それに伴う支払利息の削減と資金調達余力の確保、及び興和株式会社との提携関係の強化による信用補完を図ることが可能となります。特に、興和株式会社との業務資本提携を強化することで、当社の経営基盤・収益基盤の安定化や、財務体質の改善が図られ、当社の企業価値が向上し、将来的には既存株主の皆様への利益向上につながるものと考えております。従いまして、本第三者割当増資による発行株数及び希薄化の規模については、合理的な規模であると判断してjおります。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行される新株式に係る議決権の数は43,750個であり、平成23年8月31日現在の当社の総株主の議決権数85,193個に対する割合は51.35%に相当いたします。そのため、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当するものであります。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
興和株式会社	名古屋市中区錦三丁目 6番29号	46,227	54.26%	89,977	69.78%
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二 丁目19番10号	3,332	3.91%	3,332	2.58%
丸栄協栄会	名古屋市中区栄三丁目 3番1号(株)丸栄内	2,598	3.05%	2,598	2.01%
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	2,173	2.55%	2,173	1.69%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(中 央三井アセット信託銀行 再信託分・CMTBエクイ ティインベストメンツ株 式会社信託口)	東京都中央区晴海一丁 目8番11号	1,760	2.07%	1,760	1.36%
株式会社損害保険ジャパ ン	東京都新宿区西新宿一 丁目26番1号	1,457	1.71%	1,457	1.13%
中林智子	名古屋市瑞穂区	1,241	1.46%	1,241	0.96%
川崎晃義	名古屋市千種区	1,209	1.42%	1,209	0.94%
清水建設株式会社	東京都港区芝浦一丁目 2番3号	830	0.97%	830	0.64%
東京海上日動火災保険株 式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目2番1号	689	0.81%	689	0.53%
計	-	61,518	72.21%	105,268	81.64%

(注) 1. 新株式発行前の大株主構成は、平成23年8月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は少数第3位を四捨五入しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資後の130,368,887株に係る議決権数に対する割合です。

4. 今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主)の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成23年8月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社及び当社の関係会社は、当社、親会社、子会社6社及び関連会社1社で構成され、百貨店事業を中心に、これに付帯する関連事業として不動産賃貸業、運送業、清掃業、その他の事業を行っております。

当社グループの主たる事業分野である百貨店業界におきましては、昨年の秋以降、衣料商材を中心に堅調な動きが見られ、全国百貨店売上高が前年を超える月もありましたが、依然としてデフレ基調は継続しており将来の増税懸念もあることから当面の個人消費の回復は厳しいこと、同業他社との競争により収益力が低下していること、特に名古屋地区では店舗の増床や改装を検討している同業他社もあり競争激化が見込まれること、さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により個人消費が低迷する厳しい状況が続いていることから、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループは、前連結会計年度において営業損失及び経常損失の黒字化を図るため、平成22年7月にローコストオペレーションを念頭においた早期退職特別優遇支援措置を実施し、同年9月には経営資源の選択と集中を図るべく、連結子会社であった株式会社豊橋丸栄の株式を譲渡いたしました。さらに、同年11月には大幅な人員減に対応する売場の再編成と経費圧縮に繋げるべく、賃借していた別館から撤退するなど、抜本的な構造改革を実施してまいりました。また、それら構造改革に伴う資金需要への対応、及び今後の財務体質の安定化を図るべく、同年8月には業務資本提携先である興和株式会社を割当先とした34億5千万円の第三者割当増資を実施いたしました。結果として、平成23年2月期の連結営業利益は5億9百万円、連結経常利益は2億1千1百万円となりました。

しかしながら、関係会社整理損など多額な特別損失を計上した結果、連結当期純損失は52億1千2百万円(平成22年2月期の連結当期純損失は6億3千7百万円)と2期連続の連結当期純損失となりました。また、主たる事業である百貨店業につきましては、引続き厳しい商環境下に加え、株式会社豊橋丸栄の株式譲渡や、当社の売場縮小に伴う売上減少の影響を受け、売上高は292億4千万円(前年同期比78.9%)となり、これらに対処すべく一連の構造改革を実施して経費の圧縮に努めましたが、営業損失2億9千2百万円と3期連続の営業損失を計上する結果となり、当社グループにとって百貨店事業の再構築は急務であります。

百貨店事業の収益の黒字化及び安定化に向けては、現在、平成5年2月期から平成23年2月期まで19期続いている減収に歯止めをかけ、収益拡大を目指す上で店舗の改装に継続的に取り組む必要がありますが、それに伴って、平成23年2月期の当期純損失による自己資本の悪化に引続き、今後も増収策としての店舗改装に伴う除却損の発生による自己資本の毀損が生じるものと見込まれます。

また、平成26年2月には、興和株式会社へ割り当てた本新株予約権付社債の満期を迎えることから、償還時の資金調達の検討が必要となっております。かつ、本新株予約権付社債の支払利息(利率 年1.5%)も大きな負担となっております。

以上のとおり、当社グループの今後の重要な課題は、主たる事業である百貨店事業の再構築による収益の黒字化及び安定化、2期連続の連結当期純損失からの脱却であると認識しており、これらの課題へ対応するために、除却損の発生に耐えうる早期の自己資本の充実と有利子負債圧縮による金融機関及び取引先との安定的な取引関係の維持が必要不可欠となっております。

当社はこれまで、不動産事業の強化、店舗改装等による百貨店事業の競争力強化及び有利子負債の圧縮による財務基盤の強化を推進するため、平成20年1月に興和株式会社との間で基本合意書を締結し、同社を割当先とした35億6千1百万円の第三者割当増資を実施いたしました。また、当社グループの賃借料の削減及び店舗事業計画の迅速化、並びに将来の不動産事業の拡大を図るべく、平成21年3月には興和株式会社を割当先とする第三者割当による本新株予約権付社債を発行し、本新株予約権付社債の発行により調達した資金を原資として、当社の百貨店営業店舗の土地及び建物の一部を保有する不動産賃貸会社を株式取得により完全子会社化いたしました。さらに平成22年8月には、ローコストオペレーションを念頭においた早期退職特別優遇支援措置の実施、経営資源の選択と集中を図るための連結子会社である株式会社豊橋丸栄の株式譲渡、大幅な人員削減に対応する売場再編成と経費圧縮に繋げるための別館からの撤退などの一連の構造改革に伴う資金需要への対応と今後の財務体質の安定化を図るため、興和株式会社を割当先とした34億5千万円の第三者割当増資を実施し、これにより当社は興和株式会社の連結子会社となりました。当社と興和株式会社は基本合意書を締結して以降、強固な関係を構築、継続してまいりました。さらに、これまで興和株式会社から当社に対する取締役及び監査役の派遣などを通じて、当社と興和株式会社は緊密な人的関係も構築しており、平成23年5月には、興和株式会社出身の京極修二氏が当社の代表取締役社長に就任しております。当社といたしましては、今後さらに、興和株式会社との提携関係を強化し、当社グループの企業価値の向上に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、百貨店事業の収益拡大に向けて、興和株式会社との協力関係の強化による百貨店での新規売場の開発、興和株式会社の製品・サービスの提供、興和株式会社の子会社である株式会社名古屋観光ホテルが保有するホテルでの百貨店とタイアップしたイベントの開催等を検討しております。また、新設会社である株式会社丸栄エイセイクリーンの事業拡大に向けては、興和株式会社との協力関係の構築による新規物件の開拓等を検討しております。

以上のことから、当社の現状の経営状態、及び今後の中長期的経営方針についての十分な理解があり、中長期的に良好なパートナーシップを維持できること、また、有利子負債額を圧縮し、自己資本を充実させることが可能となることから、興和株式会社を割当予定先として、同社が保有する本新株予約権付社債を現物出資の目的となる財産として、平成23年10月25日開催の取締役会において、本第三者割当増資を決議いたしました。

本第三者割当増資が実施された場合には、当社株式の希薄化が生じることとなり、株主の皆様には大きな影響が生じると考えられますが、当社グループの課題である百貨店事業の収益の黒字化及び安定化、2期連続の連結当期純損失からの脱却、並びに当社グループ企業の事業拡大を進めていくためには、本第三者割当増資による自己資本の充実、有利子負債の圧縮が必要であり、当社の百貨店事業を継続し、企業価値を向上させていくためには、本第三者割当増資、興和株式会社との提携関係のさらなる強化が必要不可欠であると判断するに至りました。

(第三者割当による新株式発行(現物出資(デット・エクイティ・スワップ))を選択した理由)

当社は、上記のとおり平成26年2月に満期償還予定の本新株予約権付社債の償還資金の調達の検討が必要であり、かつ、百貨店事業の収益の黒字化及び安定化に向けて店舗の改装に継続的に取り組む過程で除却損の発生による自己資本の毀損も生じるため、財務基盤の安定・強化を図ることが必要不可欠であることから、以下の検討を経て、第三者割当による新株式発行(現物出資(デット・エクイティ・スワップ))による方法を選択いたしました。

金融機関からの融資については、当社の財政状況を勘案しますと、現状の金融機関を取り巻く厳しい環境の中では非常に困難であると判断いたしました。

所有する不動産の一部の売却による資金調達についても検討いたしましたが、当該不動産は重要な収益物件であり、売却により業績が低下するおそれが高いため、断念いたしました。

エクイティ・ファイナンスについては、公募増資か、第三者割当増資かを検討した結果、今回の資金調達予定額を鑑みた場合、当社の株式の流動性、コスト及び準備期間において第三者割当増資が有利であると判断いたしました。

このような状況の中、当社の親会社であり本第三者割当増資の割当予定先である興和株式会社と検討を進めました。その結果、以下二点の理由から、第三者割当による新株式発行(現物出資(デット・エクイティ・スワップ))が最適な方法であると判断いたしました。

平成26年2月に満期償還予定の本新株予約権付社債が現物出資により給付されることで、負債の額が減少し、かつ、本新株予約権付社債の支払利息(利率 年1.5%)の負担もなくなる

平成24年2月期の当社業績の回復に加え、自己資本の充実、有利子負債の圧縮がなされることで、今後の金融機関からの新規の資金調達の可能性が広がり、事業拡大のための積極的な投資についても検討が可能になる

なお、本第三者割当増資により当社株式の希薄化が生じますが、上記のとおり、当社グループの課題である百貨店事業の収益の黒字化及び安定化を図り、2期連続の連結当期純損失から脱却し、かつ当社グループ企業の事業拡大を進めていくために本第三者割当増資は必要不可欠なものであるとともに、興和株式会社との業務資本提携をより一層強化することによって、当社の経営基盤のさらなる安定化及び財務体質の改善にもつながることから、当社の企業価値の向上に寄与するものであって、中長期的な観点からは既存株主の利益につながると考えております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条及び株式会社名古屋証券取引所の定める適時開示等規則第34条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。

そこで、当社は、当社取締役会の諮問機関として、当社の経営者から一定程度独立した者である公認会計士湯佐富治氏(株式会社マーキュリーファイナンシャルブレイン)及び弁護士伊藤毅氏(弁護士法人東京フレックス法律事務所)の2名で構成する第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当増資に関する諮問を行いました。当社は、本第三者委員会に対して、当社グループの概要及び現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、本第三者割当増資に関する事項に係る募集株式発行の目的及び理由、第三者割当増資及びその他の資金調達手段との比較、払込金額算定の根拠、発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠、割当予定先の選定理由等、募集後の大株主及び持株比率、今後の事業計画並びにその他必要と思われる事項と、本第三者委員会からの質問事項に関して詳細に説明を行い、本第三者委員会はこれを踏まえ慎重に審議・検討を行いました。

その結果、本第三者委員会は、当社の取締役会に対して、本第三者割当増資について必要性及び相当性が認められる旨の平成23年10月25日付第三者割当増資に関する報告書を提出しております。

なお、第三者委員会は、当社に自己資本を改善させ財務基盤を強化する必要があること、早期に本第三者割当増資を含む今後の事業計画を実施することにより経常損益の改善が見込まれること等から本第三者割当増資の必要性があり、かつ、資金調達方法の選択について合理性があること、割当予定先の選定理由に相当性があること、希薄化の規模が合理的であること、払込金額が妥当であること等から本第三者割当増資の相当性があると判断しております。

以上の経緯を経て、当社取締役会は、本第三者委員会から提出された答申を最大限尊重して、当社企業価値の向上及び当社株主利益の確保その他本第三者割当増資に係る発行条件の公正性の確保などの観点から慎重な審議を行い、本第三者割当増資を行うことを決議いたしました。

また、本第三者割当増資は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成23年5月31日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本第三者割当増資における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本第三者割当増資の公正性及び適切性を、平成23年10月25日開催の当社の取締役会において十分に審議し、後述の通り、支配株主と利害関係のない独立役員である監査役の一柳守央氏から、本第三者割当増資は、少数株主に不利益を与えるものではないと判断される旨の意見を取得し、本第三者割当増資が支配株主に利する取引、又は当社ひいては少数株主に不利益な取引に該当しないことを確認した上で、取締役会の決議をもって発行条件を決定しております。したがって、本第三者割当増資は、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合しております。

なお、当社が平成23年5月31日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

当社は上場企業として一定の独立性を確保し、親会社である興和株式会社との取引においても一般取引と同様、公正かつ適切に行っており、支配株主に利する取引、当社ひいては少数株主に不利益な取引はないと考えております。

以上のように、親会社とは人的、資金的関係において緊密な関係にありますが、当社独自の事業活動及び自立した経営において制約を受けることはなく、上場会社として独立性を有するほか、少数株主の保護に反していることはないものと認識しております。

また、本第三者割当増資に係る当社取締役会の決議に際し、当社取締役である藤井一芳氏は割当予定先である興和株式会社の取締役常務執行役員総務部長を兼務しており、当社取締役である早川和美氏は割当予定先である興和株式会社の執行役員国内統轄部長を兼務しているため、公正性を期すため、藤井一芳氏及び早川和美氏は、当該取締役会の本第三者割当増資に関する議案に係る審議及び決議に参加していません。

さらに、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益なものではないことに関しては、支配株主と利害関係のない独立役員である監査役の一柳守央氏から、当社の業績や財政状態等から判断して今後円滑に事業を展開する上で、株主資本の増加、債務の圧縮、金融機関との交渉を進めていく上での財務体質の改善が必要であり、当社の企業価値を向上させていくためには本第三者割当増資が必要であること、調達方法についても現状で考えられる選択肢の中では最適であると考えられること、発行価額や増資決定等の諸手続きは合法的に行われていることから、本第三者割当増資は、少数株主に不利益を与えるものではないと判断される旨の意見を平成23年10月25日に取得しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】
該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】
該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年10月25日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年10月25日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第92期）の提出日（平成23年5月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成23年10月25日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、平成23年5月27日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年5月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損填補を行うものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、江崎美治洋、京極修二、中林久高、大場義明、渡邊克哉、藤井一芳、早川和美の7氏を選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、新美直樹、一柳守央の2氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	賛成割合(%)	決議結果
第1号議案	70,345	64	0	95.67	可決
第2号議案					
江崎 美治洋	67,938	2,497	0	92.36	可決
京極 修二	67,979	2,456	0	92.42	可決
中林 久高	68,754	1,681	0	93.47	可決
大場 義明	68,754	1,681	0	93.47	可決
渡邊 克哉	68,929	1,506	0	93.71	可決
藤井 一芳	67,750	2,685	0	92.11	可決
早川 和美	67,750	2,685	0	92.11	可決
第3号議案					
新美 直樹	69,335	1,100	0	94.26	可決
一柳 守央	70,320	115	0	95.60	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

- ・第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第92期)	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日	平成23年5月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第93期第2四半期)	自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日	平成23年10月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月13日

株式会社丸栄
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 山 昭 三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸栄の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丸栄及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年9月7日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社豊橋丸栄の全株式の譲渡を決議し、平成22年9月13日付で株式譲渡している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月13日

株式会社丸栄
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 本 正 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸栄の平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社丸栄及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年5月27日

株式会社丸栄
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴 山 昭 三

指定社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸栄の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸栄及び連結子会社の平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月13日開催の取締役会において、「早期退職特別優遇支援措置」を実施することを決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社丸栄の平成22年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社丸栄が平成22年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年5月26日

株式会社丸栄
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 山 昭 三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸栄の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸栄及び連結子会社の平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年5月26日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について決議している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社丸栄の平成23年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社丸栄が平成23年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月27日

株式会社丸栄
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴 山 昭 三

指定社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸栄の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第91期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸栄の平成22年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月13日開催の取締役会において、「早期退職特別優遇支援措置」を実施することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月26日

株式会社丸栄
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 山 昭 三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社丸栄の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸栄の平成23年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年5月26日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分について決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。